

河津町
一般廃棄物処理基本計画
【概要版】

令和6年3月
河津町

河津町一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

(令和6年度～令和15年度)

1. 計画策定の趣旨

河津町では、平成26年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、町民や事業者、組合とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。また、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川・海域の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。

そこで、SDGsという国際的な取組、国や静岡県との動向、社会情勢を踏まえ、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、今後の河津町のごみ及びし尿処理への取組の基本的な方向性を示すものとして、このたび「一般廃棄物処理基本計画」を改定することとしました。

2. 計画期間

計画期間は令和6(2024)年度を初年度に10年間として、目標年度を令和15(2033)年度とします。

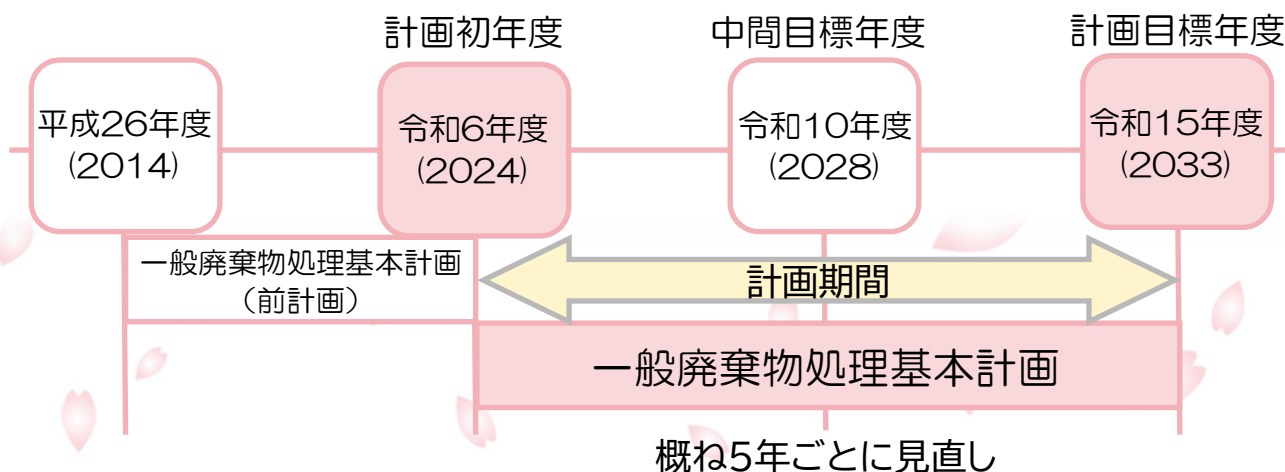


図1: 計画期間と計画目標年度

3. ごみ処理基本計画



(1)ごみの処理体制

河津町で排出される可燃ごみは、エコクリーンセンター東河で焼却処理されます。また、エコクリーンセンター東河は、焼却施設だけでなく、粗大ごみ・空き缶の減量、再資源化のための圧縮等を行う資源化施設としての役割も担っています。エコクリーンセンター東河で焼却・破碎されたごみは、最終処分場(民間)にて埋立処分しています。



エコクリーンセンター東河



最終処分場(民間):令和5年12月末現在

引用元:小野ウエストパーク

(<http://www.withwaste.jp/business/landfill/ono-wp.html>)

区分		処理方法
燃やすごみ		エコクリーンセンター東河で焼却を行い、焼却灰は最終処分場(民間)に委託し埋立処分されています。
粗大ごみ	金属類	エコクリーンセンター東河で破碎処理を行い、金属などを回収の後、最終処分場(民間)にて埋立処分されています。
	乾電池	収集または拠点回収された廃乾電池は、エコクリーンセンター東河に搬入され、その後、専門の事業者処理を委託しています。
埋立ごみ		エコクリーンセンター東河に搬入され、計量後、最終処分場(民間)にて埋立処分されています。
空きカン		エコクリーンセンター東河において選別した後、資源化業者等へ売却または引き渡しを行っています。
ビン類		エコクリーンセンター東河において選別した後、資源化業者等へ売却または引き渡しを行っています。
資源ごみ	新聞紙・雑誌	エコクリーンセンター東河に搬入され、事業者へ引き渡され資源化されています。
	紙パック・段ボール	
	ペットボトル・白色トレイ	

(2)ごみ量の推移

河津町では、平成30年度に年間で3,732t、1人1日当たり1,406gのごみを排出しています。このごみ排出量は、近年減少傾向を示しているものの、全国平均や静岡県内平均よりも多いため、今後さらに積極的な削減に向けての努力をしていきます。

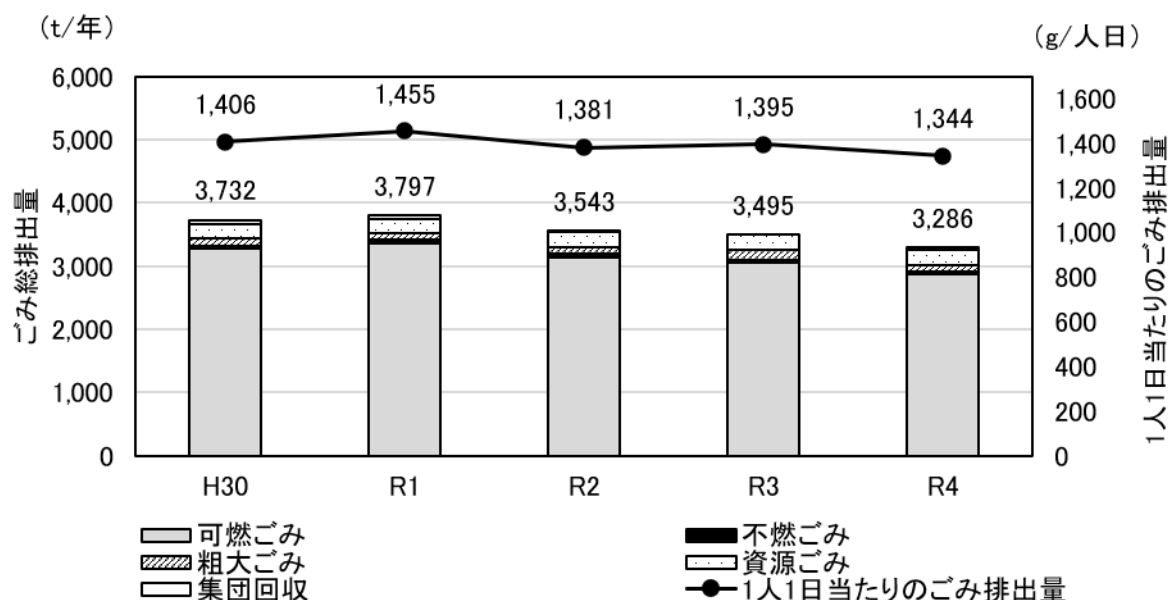
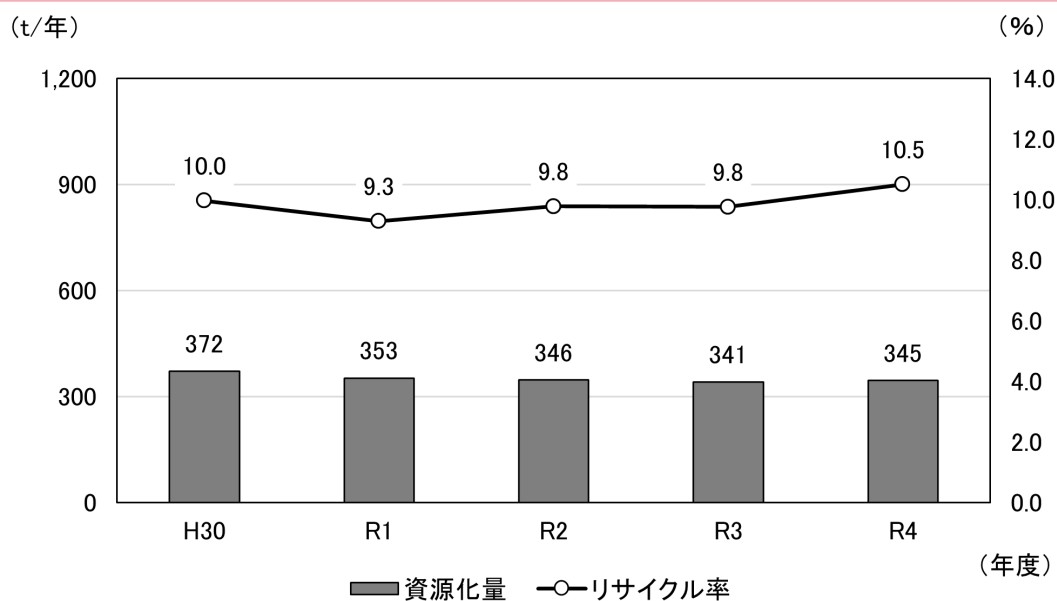


図2:ごみ排出量の実績

(3)資源化量とリサイクル率

河津町のリサイクル率は平成30年度に10.0%となりましたが、令和元年度以降は減少し、横ばいに推移しています。循環型社会の形成に向け、更なるリサイクル率の向上を目指します。



※リサイクル率 = 資源化量 / ごみ総排出量 (集団回収量 + ごみ排出量)

図3:資源化量とリサイクル率の推移

4.計画の目標値

- 目標1 1人1日当たりのごみ排出量を7%削減します。
- 目標2 生活系ごみ排出量を5.5%削減します。
- 目標3 事業系ごみ排出量を29%削減します。
- 目標4 リサイクル率を1.7倍とします。

表1:4つの基本指標

	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和4年度	令和10年度	令和15年度
人口	6,698人 (実績値)	5,736人 (推計値)	5,250人 (推計値)
1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収等含む)	1,344g/人日	1,302g (3.1%削減)	1,250g/人日 (7%削減)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (集団回収等除く)	819g/人日	803g (2.0%削減)	774g/人日 (5.5%削減)
事業系ごみ排出量	1,254t/年	1,022t/年 (18.5%削減)	890t/年 (29%削減)
リサイクル率	10.5%	14.4% (1.37倍)	17.8% (1.7倍)

基本方針1 ▶ ごみ減量化対策の充実

ごみの減量化対策として、資源ごみの分別徹底を図るとともに、生ごみの堆肥化などのごみ減量運動を推進し、ごみ発生量の抑制に努めます。

基本方針2 ▶ 適正処理体制の確保

住民・事業者の協力のもと、適切な分別区分の設定と確実な実施によって、環境負荷の少ない、適正な一般廃棄物処理を推進していきます。また、分別収集、中間処理、最終処分各段階における再資源化を含めた環境配慮のため設置した、エコクリーンセンター東河を拠点とし、安全かつ効率的なごみ処理体制の維持管理に努めます。

基本方針3 ▶ 資源リサイクルの強化

持続可能な循環型社会を構築するため、住民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を果たす中でお互いに協働して、社会全体でごみの発生抑制、再利用、再生利用に努めます。



だれもが住みよく、 安心・安全に暮らせるまちづくり



基本方針

目 標（令和15年度）

- 1人1日当たりのごみ排出量：1,250g/人日
- 1人1日当たりの生活系ごみ排出量：774g/人日
- 事業系ごみ排出量：890t/年
- リサイクル率：約17.8%

ごみ減量化対策の充実 適正処理体制の確保 資源リサイクルの強化

重点施策

1.ごみ減量化

- ① 住民の意識高揚とごみ分別の徹底
- ② 3R推進のための体制づくり
- ③ 食品ロスの削減
- ④ 生ごみの減量化
- ⑤ 事業系ごみの排出抑制
- ⑥ 観光客への啓発

2.リサイクル強化

- ① 家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置
- ② 集団回収の促進等
- ③ プラスチック資源循環化
- ④ 使用済み紙おむつへの対策
- ⑤ ゼロエミッションの推進

3.適正処理の推進

- ① 適正処理困難物・有害化学物質への対応
- ② リチウム電池等の適正処理
- ③ 環境美化推進員の活動
- ④ 不法投棄監視パトロール
- ⑤ 野焼き対策

4.計画推進の充実

- ① 循環型社会形成と町の役割
- ② ごみの有料化
- ③ 持込ごみの処理手数料の改定
- ④ PR・啓発・指導の充実
- ⑤ 環境教育の強化・継続

収集・運搬計画

中間処理計画

最終処分計画

その他の廃棄物対策

5.社会経済情勢の変化への対応

(1)食品ロス削減

本町では生ごみ堆肥化処理機購入の際の補助などを行っていますが、生活系ごみにおいては、下記に示す施策を検討します。

表2:食品ロスの削減に向けた施策(生活系ごみ)

施策例	施策内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討	可燃ごみ中の未利用食品、食べ残しについては、意識調査の実施や本町に沿った対策を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討します。
買い物の際、すぐ食べる場合は陳列順に購入する	すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入するよう、購入者へ呼びかけを行います。
食材を無駄にしないレシピ、食ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピの紹介を検討します。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄付を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動の紹介を検討します。
フードドライブなど実施の検討	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討します。
教育・啓発	施設見学会や食育に関する講座を開催する際に、食べ残しを減らすように啓発します。

(2)家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置

令和3年12月から、役場庁舎前駐車場に家庭用資源ごみリサイクルステーションを設置し、一部資源ごみの拠点回収を開始しました。回収品目は新聞紙・ダンボール・雑誌(漫画・小説・チラシ等)・ペットボトル・古着類(鞆や靴、ぬいぐるみ等も含む)・インクカートリッジの6種です。

本町では通常資源ごみは2週間に一度しか出せませんが、毎日出せる場を設けることで、可燃ごみに出してしまいがちなダンボールや雑誌を回収し、資源化を促進します。

(3)プラスチックごみ削減

本町から排出されるプラスチック類(白トレイを除く)は、可燃ごみとして焼却している状況です。プラスチック製容器包装やプラスチック使用製品等について、新たな資源化、資源の回収システムの検討を進め、リサイクル率の向上を目指します。

(4)使用済み紙おむつごみへの対応

超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されます。他の市町の事例を踏まえ、エコクリーンセンター東河や東伊豆町と協議しながら、リサイクル事業の実現可能性を検討していきます。

(5)リチウム電池対策

リチウム電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について(令和元年8月1日)」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について(令和3年4月7日)」の通知を行いました。本町においても火災事故を未然に防ぐために町民や事業者に対し、分別排出の周知を行っていきます。

(6)ごみの有料化

令和4年4月より、可燃ごみ袋の販売価格を値上げし、ごみ処理手数料として扱い、可燃ごみ袋の製造費やごみ焼却費用に充てています。このごみの有料化により、更なるごみの減量化と分別化が見込まれています。

(7)持込ごみの処理手数料の改定

令和4年4月より、エコクリーンセンター東河への持込ごみ(可燃物・不燃物)の処理手数料は、20kg まで100円、その超える量10kg 当たり70円加算と料金改定が行われました。この改定により、①ごみ排出に関する意識の高まりによる排出量削減効果、②資源ごみをしっかり分けることで焼却処理するごみの削減、③近隣市町とのごみ処理料金格差の是正による、管外のごみの搬入を防ぐ効果が見込まれています。

6.生活排水処理基本計画



基本方針

生活雑排水の適正処理の必要性について啓発を行うと共に、合併処理浄化槽補助制度を活用し、合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理の推進に努めます。

(1)生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化住宅等において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないよう、今後も広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

(2)合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

(3)町民に対する広報・啓発

浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、今後も広報等によりその必要性を啓発いたします。

河津町一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行／河津町 令和6年3月

〒413-0595

静岡県賀茂郡河津町田中212-2

TEL 0558-34-1932

Eメール choumin@town.kawazu.shizuoka.jp

URL <http://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

